



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

監査委員告示 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部 を改正する規程(一).....	1
監査委員公告 平成十九年度包括外部監査の結果報告書の公表について (一〇).....	1

## 監査委員告示

秋田県監査委員告示第一号  
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十七日

秋田県監査委員  
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。  
第三条監査第一課の項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び第四号」を「、第四号及び前号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 健全化判断比率の審査等に関すること。  
附則  
この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

## 監査委員公告

監査委員公告第10号

平成19年秋田県告示第225号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。  
平成20年3月27日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄  
秋田県監査委員 こだま 祥 子  
秋田県監査委員 大 和 治  
秋田県監査委員 菊 地 康 男

以下別紙報告書のとおり

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(0862)8766 FAX(0863)0005  
 E-mail:natsubarara@natsubararansatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄

平成 19 年度  
包括外部監査の結果報告書

平成 20 年 3 月  
秋田県包括外部監査人  
公認会計士 白山 真一



# 目 次

<b>第 1 章 外部監査の概要</b> .....	<b>3</b>
1 外部監査の種類 .....	3
2 選定した特定の事件（テーマ） .....	3
3 外部監査の対象とした期間.....	3
4 外部監査の実施期間 .....	3
5 事件を選定した理由 .....	3
6 外部監査の着眼点.....	3
7 外部監査の主な手続 .....	4
8 外部監査の実施体制 .....	4
9 利害関係 .....	4
<b>第 2 章 実施した外部監査の概要</b> .....	<b>6</b>
1 外部監査の対象とした未収金の範囲 .....	6
2 未収金の残高推移.....	6
3 未収金の科目別推移 .....	7
<b>第 3 章 監査の結果及び意見（総論）</b> .....	<b>11</b>
1 平成 12 年度包括外部監査（「貸付金の管理状況について」）のその後の状況 .....	11
2 貸付金に起因する未収金 .....	22
3 未収金管理の抜本的見直しの方向性 .....	30
<b>第 4 章 監査の結果及び意見（各論）</b> .....	<b>44</b>
【一般会計】 .....	44
1 心身障害者扶養共済加入者納付金に対する未収金 .....	47
2 雑入（児童扶養手当の過払い）に対する未収金.....	50
3 児童相談所で発生する未収金.....	53
4 行政代執行によって発生する未収金 .....	56
5 畜産経営自立化促進資金貸付金に対する未収金.....	58
6 県営住宅使用料に対する未収金.....	59
7 恩給過払金に関する未収金.....	63
8 生活保護費返還金に対する未収金 .....	65
9 過料（放置違反金）に対する未収金 .....	67
【特別会計】 .....	69
1 農業改良資金貸付金に対する未収金 .....	70
2 林業改善資金貸付金に対する未収金 .....	72
3 中小企業設備導入助成貸付金に対する未収金 .....	74

4	工業団地開発事業に対する未収金 .....	86
5	港湾施設使用料に対する未収金.....	89
6	母子寡婦福祉資金貸付金に対する未収金 .....	90

## 第1章 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法 第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

未収金等の管理について

### 3 外部監査の対象とした期間

自平成18年4月1日至平成19年3月31日

ただし、必要に応じて平成17年度以前又は平成19年度の執行分を含む。

### 4 外部監査の実施期間

平成19年8月29日から平成20年1月18日まで

### 5 事件を選定した理由

秋田県(以下、「県」という。)においては行財政改革の実施により、財政効率化が進められているが、このような支出削減と同時に本来得られるべき収入を適正に確保することが重要である。また、公共の福祉の増進等の諸制度の趣旨を鑑み、未収金等の強制徴収が不適切であるとして、不良債権化するリスクも考えられる。したがって公共性・公平性の観点と県の財政面の双方を考慮しつつ債権の適切な管理が求められる。

以上から、未収金等に関する事務につき、特にその回収可能性に焦点を充て、経済性、効率性、有効性、合規性の視点から検討することは有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

### 6 外部監査の着眼点

未収金の発生原因となる債権に係る制度の概要を把握したうえで、

- 滞留の原因は何か
- 未収金の回収規程(回収マニュアル)は整備されているか
- 未収金の証憑保管、台帳管理は適切か
- 未収金の回収遅延に係る情報は適時に把握されているか
- 滞納先の状況把握は適時、適切になされているか

- 未収金は回収規程に従った事務処理がなされているか
  - 償還期限延長、支払猶予、償還免除、違約金支払免除等の意義は何か
  - 回収可能性について検討しているか
  - 情報開示としてはどのような方法が考えられるか
- 等に留意し、経済性、効率性、有効性、合規性の観点を重視して監査を実施した。

## 7 外部監査の主な手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 未収金管理に関する関連法規等、債権管理簿、契約書等の資料の閲覧
- 所管部課等関係者に対する未収金管理に係る状況聴取及び質問
- 納入義務者別一覧表等の閲覧・分析
- 必要と認められる所管部課、出先事務所等への現場視察
- 必要と認められる範囲で、管理システムの運用状況等の状況聴取
- その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続

## 8 外部監査の実施体制

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 白山 真一

### (2) 包括外部監査人の事務を補助した者

公認会計士 青山 伸一

公認会計士 田中 一弘

公認会計士 作本 遠

## 9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。



(本報告書における記載内容の注意事項)

### ・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### ・報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織等から入手した資料を用いている。

なお、報告書の数値等のうち、県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織等から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについても、その出所を明示している。

## 第2章 実施した外部監査の概要

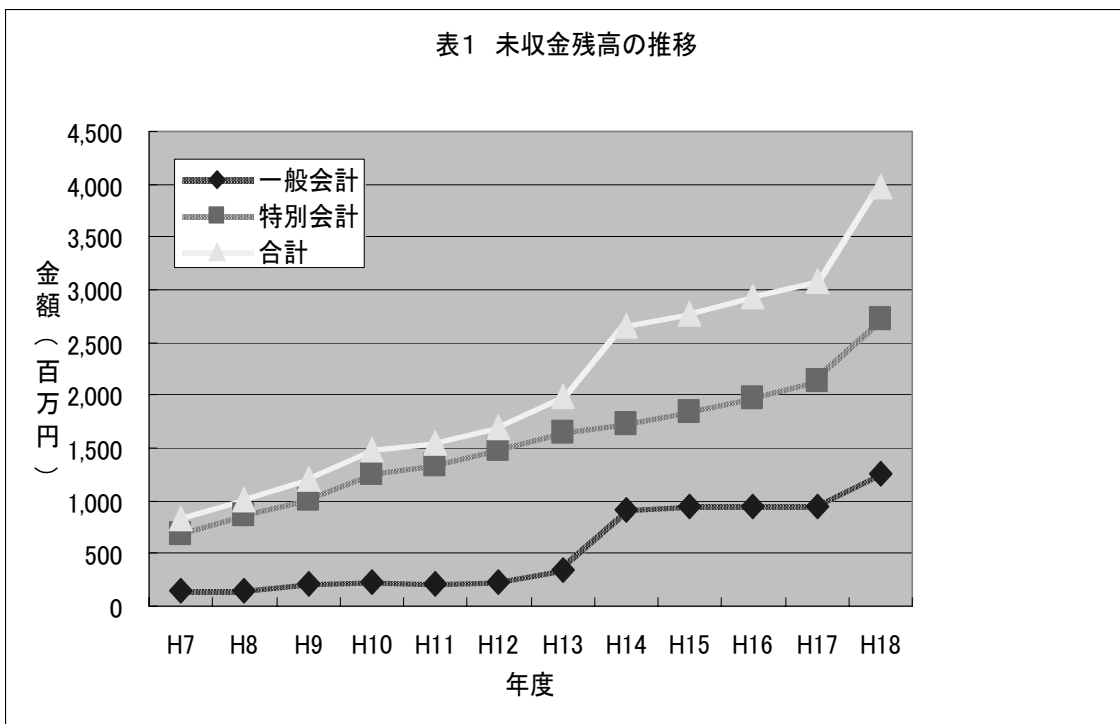
### 1 外部監査の対象とした未収金の範囲

包括外部監査で監査の対象とした未収金は、「平成18年度一般会計歳入未納繰越決算内訳表」の「(2) 税外収入」に記載されている「平成19年度への未納繰越額」の合計1,248,579,426円と、「平成18年度特別会計歳入未納繰越決算内訳表」に記載されている「平成19年度への未納繰越額」の合計2,725,239,843円との合計3,973,819,269円である。

この未納繰越額(以下、「未収金」という。)には、分担金、使用料、手数料等の法令又は条例に基づく収入金に係る債権(公法上の債権)、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権(私法上の債権)の他、支出金の過払いに基づく返還金に係る債権、過料に係る債権などが含まれている。

### 2 未収金の残高推移

県における平成7年度から平成18年度までの未収金残高は、以下のように右肩上がりで推移してきている。



出所：各年度の「一般会計歳入未納繰越決算内訳表」及び「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」